

# 定 款

株式会社ツインバード

# 定 款

## — 目 次 —

### 第 1 章 総 則

第 1 条	商 号
第 2 条	目 的
第 3 条	本店の所在地
第 4 条	機 関
第 5 条	公告方法

### 第 2 章 株 式

第 6 条	発行可能株式総数
第 7 条	自己の株式の取得
第 8 条	単元株式数
第 9 条	単元未満株式を有する株主の権利
第 10 条	株主名簿管理人
第 11 条	株式取扱規則

### 第 3 章 株主総会

第 12 条	招 集
第 13 条	定時株主総会の基準日
第 14 条	招集権者および議長
第 15 条	電子提供措置等
第 16 条	決議の方法
第 17 条	議決権の代理行使

### 第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条	取締役の員数
第 19 条	取締役の選任方法
第 20 条	取締役の任期
第 21 条	取締役会の招集および議長
第 22 条	取締役会の決議方法
第 23 条	重要な業務執行の決定の委任

第24条	取締役会規程
第25条	代表取締役および役付取締役
第26条	取締役の報酬等
第27条	取締役の責任免除
第28条	顧問および相談役

## 第5章 監査等委員会

第29条	監査等委員会の招集通知
第30条	監査等委員会の決議方法
第31条	監査等委員会規程

## 第6章 会計監査人

第32条	会計監査人の選任方法
第33条	会計監査人の任期
第34条	会計監査人の責任限定契約
第35条	会計監査人の報酬等

## 第7章 計 算

第36条	事業年度
第37条	剰余金配当の基準日
第38条	中間配当
第39条	剰余金の配当等の除斥期間

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ツインバードと称し、英文名ではTWINBIRD CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 家庭用電気機器製造ならびに販売
- (2) 冷凍、冷却機器およびその部品の製造ならびに販売
- (3) 時計製造ならびに販売
- (4) 家庭用プラスチック製品製造ならびに販売
- (5) 家具および装備品の製造ならびに販売
- (6) 医療機器の製造加工ならびに販売
- (7) 金属表面加工
- (8) 金属製品製造加工ならびに販売
- (9) 金属製品用、非金属製品用金型の製造ならびに販売
- (10) コンピューターによる情報処理の受託および情報提供等にもなうシステム設計ならびに販売
- (11) 自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
- (12) 飲食料の販売および飲食店舗の運営等
- (13) 酒類の販売
- (14) 各種製品・機器の保守管理等に関する事業
- (15) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟県燕市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない

事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、34,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第 1 4 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 1 8 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 1 9 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

##### 第 20 条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (取締役会の招集および議長)

##### 第 21 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順位により、他の取締役がこれに当たる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議方法)

##### 第 22 条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

##### 第 23 条

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会規程)

##### 第 24 条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (代表取締役および役付取締役)

##### 第 25 条

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）

の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役の報酬等）

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

（顧問および相談役）

第28条 当会社業務の指導および重要事項を諮問するために、取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。

## 第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第34条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第54期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役で

あった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(沿革)

1. この定款は、昭和37年4月17日より施行する。
2. この定款は、昭和56年5月31日より改訂する。
3. この定款は、昭和61年12月21日より改訂する。
4. この定款は、昭和63年6月20日より改訂する。
5. この定款は、平成元年10月31日より改訂する。
6. この定款は、平成3年6月21日より改訂する。
7. この定款は、平成6年6月24日より改訂する。
8. この定款は、平成7年6月22日より改訂する。
9. この定款は、平成8年6月24日より改訂する。
10. この定款は、平成10年6月25日より改訂する。
11. この定款は、平成14年6月20日より改訂する。
12. この定款は、平成16年6月23日より改訂する。
13. この定款は、平成18年6月22日より改訂する。
14. この定款は、平成21年6月19日より改訂する。
15. この定款は、平成25年6月21日より改訂する。
16. この定款は、平成26年5月23日より改訂する。
17. この定款は、平成28年5月27日より改訂する。
18. この定款は、平成28年7月14日より改訂する。
19. この定款は、令和4年5月27日より改訂する。
20. この定款は、令和4年10月13日より改訂する。
21. この定款は、令和5年3月1日より改訂する。
22. この定款は、令和6年5月24日より改訂する。